

副 本

平成27年(ハ)第728号 放送受信料請求事件
原告 日本放送協会
被告 宮内正 巖



訴えの変更申立書

平成27年10月22日

奈良簡易裁判所民事BC係 御中

原告 日本放送協会
代表者会長 糸井 勝 人



頭書事件について、原告は、被告に対する請求額を金41,360円から金43,980円に拡張し、以下のとおり、請求の趣旨および請求の原因を変更致したく申立します。

請求の趣旨の変更

- 1 被告は、原告に対し、金43,980円およびこれに対する、本訴えの変更申立書送達の日が奇数月に属するときはその月の翌月初日から、本訴えの変更申立書送達の日が偶数月に属するときはその月の翌々月初日から、完済の日が奇数月に属するときはその月の前々月末日まで、完済の日が偶数月に属するときはその月の前月末日まで、約定の2か月あたり2%の割合による遅延損害金を支払え
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決並びに仮執行の宣言を求める。

請求の原因の変更

- 1 放送法および日本放送協会放送受信規約

原告は、放送法に基づいて設置された法人であり、同法第64条第3項に基づき、総務大臣の認可を受けて、別紙日本放送協会放送受信規約概要記載のとおり放送受信契約の内容を定めた日本放送協会放送受信規約（以下「規約」という）を定めている。

なお、次項以下において「期」とあるのは、規約第6条に定める2か月ごとの支払期間をいい、4月および5月を第1期とし、以後第6期まで同様である。

2 放送受信契約の締結

原告と被告は、平成21年3月15日、地上の放送受信契約（以下「本件契約」という）を締結し、平成24年12月1日における同契約の契約種別は地上、支払区分・支払コースは継続振込・每期払（月額1,275円）であった。

なお、平成24年6月13日の規約改正により、平成24年10月1日をもって放送受信料額が変更された。本件契約の支払区分は継続振込であったので、平成24年6月13日改正後の規約では、継続振込等による放送受信料額が適用され、平成24年10月1日以降に発生する継続振込等・每期払の放送受信料は月額1,275円である。

また、平成26年2月19日の規約改正により、平成26年4月1日をもって放送受信料額が変更され、平成26年4月1日以降に発生する継続振込等・每期払の放送受信料は月額1,310円である。

3 放送受信料の不払い

しかるところ、被告は平成24年12月1日以降の放送受信料を支払わない。^{2012年}

4 まとめ

よって、原告は、被告に対し、本件契約に基づき、平成24年12月1日から平成26年3月31日まで（平成24年度第5期から平成25年度第6期まで）の16か月分については、継続振込等・每期払（月額1,275円）による放送受信料小計20,400円および平成26年4月1日から平成27年9月30日まで（平成26年度第1期から平成27年度第3期まで）の18か月分については、継続振込等・每期払（月額1,310円）による放送受信料小計23,580円の合計43,980円ならびにこれに対する本訴えの変更申立書送達の日が属する期の翌期の初日である請求の趣旨記載の日から、完済の日が属する期の前期の末日である請求の趣旨記載の日まで約定の2か月あたり2%の割合による遅延損害金の支払いを求める。